

令和 年 月 日

〇〇 都道府県知事 殿

〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会

〇〇がん部会 部会長 〇〇 〇〇

（胃/大腸/肺/乳/子宮頸）がん検診の精度管理調査の実施について

日頃は〇〇がん検診の精度管理にご協力いただき、誠にありがとうございます。

「がん対策基本法」第 14 条において、国及び地方公共団体はがん検診の事業評価の実施など、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるものとされており、これに基づき、各都道府県においても生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、「協議会」と略します。）が中心となり、がん検診の精度向上に取り組んでいることはご承知のとおりです。

がん検診の精度向上のためには、「精度管理」が大変重要であり、がん検診の精度管理については、平成 20 年に示された「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方報告書」により行われてきたところです。その後、精度管理指標の見直しが行われたことから、厚生労働省「がん検診のあり方に関する検討会」は、今後の更なる精度管理水準の向上のために前記報告書を改訂し、令和 5 年 6 月に「がん検診事業のあり方について」として公表しました。この報告書においても、引き続き各都道府県協議会が各種指標を利用して管区内の精度管理を行うこととされています。

具体的には都道府県全体（検診機関、市区町村、都道府県）を対象とした調査の実施、及び調査結果の公表が求められていますので、ご協力をお願いいたします。